

第3章 人権教育・啓発の推進

人権教育は、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育・社会教育において行われる教育活動であり、人権啓発とは、広く市民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修・情報提供・広報活動です。

私たち行政は「人権教育のための国連10年*」決議が目指している、人権という普遍的文化を創造し、21世紀が真に基本的人権が尊重される「人権の世紀」となり得るよう努めなければなりません。そのため、あらゆる人権問題を早期に解決することが、国をはじめとする行政の責務であるという基本認識にたつて人権・啓発の推進に努力する必要があります。

人が人として人間らしく生活していくためには、基本的人権が保障された社会が不可欠であり、そのためには、法律や制度による人権の保障が必要です。しかし、法律や制度による人権の保障には限界があります。お互いの人権が尊重される社会を築くためには、家庭、学校、地域、職場のあらゆる日常生活の中で、市民一人ひとりが人権尊重の精神を育み、人権が尊重された社会の実現を目指すことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりがあらゆる差別に対して鋭い感覚を培い、お互いの人権を尊重し合う「共に学び・共に働き・共に暮らすことができる社会」を実現するために必要な認識・情熱・意思を確立し、差別をなくす行動、実践が図られる教育・啓発を推進していかなければなりません。

これまで宗像市では、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の人権問題に対して、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発に取り組んできました。特に、宗像市では、同和問題啓発冊子を童話風の作品にしたり人権問題強調期間の取り組みとして人権講演会を開催する等して、人権教育や啓発の手法を工夫して市民の心に訴える内容に取り組み、多くの成果をあげることができました。また、2000（平成12）年には、「宗像市人権・同和教育研究協議会*」「宗像市PTA人権教育実践交流会」「宗像市人権教育・啓発推進協議会*」を設立し、学校やPTA、市民が相互交流することにより人権意識の普及と高揚を図ってきました。しかし、今なお偏見や差別が存在し、近年では、高齢化、国際化、高度情報化、科学技術の発展等を背景とした重大な差別事象等の人権問題が新たに発生しています。今後、市民意識の改革に向けた、幅広い教育・啓発を推進することが必要になっています。

1 人権教育

宗像市では、今まで「人権教育のための国連10年*福岡県行動計画」及び「宗像市人権教育・啓発基本方針、宗像市行動計画」に基づき「宗像市人権・同和教育研究協議会*」を中心に、人権・同和学习を推進し、様々な人権問題に関する学習をすすめてきました。また、PTAでも、毎年「PTA人権教育実践交流会」を通して、会員の人権意識・感覚の

高揚を図ってきました。

しかしながら、今なお、学校、家庭、地域において、いじめや虐待、差別発言や落書き事件、DV*、インターネット*による人権侵害等様々な人権問題が発生しています。このような現状から、より人権が尊重される社会を創出するには、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者等の人権問題に関する学習を積極的に推進していく必要があります。

(1) 学校等における主な人権教育

① 就学前の人権教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。この時期に、基本的人権の尊重の芽生えを育むことは重要です。

保育所、幼稚園、認定こども園等では、毎日の活動の中で、子どもたちに、発達段階に応じた心豊かな人格形成に配慮した幼児教育に努めることが大切です。そのためには、保育所、幼稚園、認定こども園等の教職員が人権に関する正しい理解と認識を深めることが必要です。同時に、家庭や地域における園児への関わり方等、具体的に支援していく方法を見い出す努力を積極的に進めていきます。

【取り組みの方向性】

- ・ 幼児教育振興プログラムに基づく施策の推進
- ・ 家庭教育学級、子育て支援センター事業等の支援・充実
- ・ 関係機関との連携
- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園等の教職員の研修支援

② 学校教育における人権教育

学校教育においては、児童生徒の発達段階に即し、学校教育活動全体を通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての科学的認識を深めるとともに、生活の基盤である確かな学力の定着を図っていく必要があります。2001（平成13）年県の人権・同和問題意識調査や2005（平成17）年の宗像市の「小学生の生活と意識調査」では、「いじめの問題が恒常的にあることや規範意識、社会性が身についていない子どもの問題が存在している。」という結果がでています。このように、まだまだ人権教育への取り組みは十分であるとは言えません。今後は、真に差別をしない、させない社会を創る子どもの育成を着実に図っていく必要があります。

また、学校教育における取り組みが有効に機能するためには、教職員の人権尊重の理念に対する認識や人権感覚を高めるために教職員の研修の充実に努めます。

【取り組みの方向性】

- ・ 小中一貫教育を見通した人権教育カリキュラムの整備と改善
- ・ 確かな学力の定着の充実に図る学習指導法の工夫改善と進路保障
- ・ 効果的な人権教育学習教材の情報収集や調査研究

- ・教職員の人権尊重の理念に対する認識や人権感覚を高める研修の充実

③ P T A研修

近年、いじめや不登校、虐待、子どもの生活の乱れ、社会規範意識の薄さ等が大きな社会問題となっています。これらの問題を解決していくためには、学校と家庭をつなぐP T A活動が大きな役割を果たします。各学校や学校間の交流・報告を通してP T A会員の人権意識や感覚の高揚を図るP T A研修が重要です。

【取り組みの方向性】

- ・各学校における人権教育の取り組み
- ・学校間の人権教育の交流・報告

(2) 家庭、地域における主な人権教育

① 家庭教育

現在、家庭における教育力の低下が指摘されています。その原因として、少子化、核家族化、共働き、育児放棄等子どもを取り巻く環境や子どもへのかかわり方が大きな影響を与えています。これらの問題解決に向けて、人格形成を左右する家庭の教育力の向上を図るとともに、保護者自身が偏見や差別心を持っていないことを子どもに示すことができるよう、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実や保護者への情報提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めるとともに家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防ぐために学校等の他機関との連携を一層強め、早期発見、早期支援や相談機能の充実に努めます。

【取り組みの方向性】

- ・家庭教育に関する学習機会や情報の提供
- ・P T A活動との連携
- ・家庭児童相談室の充実
- ・学校、家庭、地域等との連携

② 地域社会における人権教育

地域社会は、様々な人々のふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員として自立を促す大切な場です。そこには、同和問題をはじめとして、女性、高齢者、障がい者等の様々な問題が存在しています。

宗像市では、地域コミュニティ*における人権問題講演会を開催したり、ルックルック講座*で受講者を募ったりするなど市民の人権意識の高揚を図るために、様々な教育・啓発活動を行ってきましたが、人権講演会のアンケート結果では、まだ十分に市民に人権意識が浸透していない状況です。

そこで、人権問題が多様化・複雑化する中、あらゆる人権問題の解決を図るために、コミュニティ*・センターや自治公民館等を中心に、研修会や交流会を積極的に実施し、問題解決に向けた人権教育に取り組みます。

【取り組みの方向性】

- ・ コミュニティ*・センター、自治公民館等での人権教育・啓発活動
- ・ ルックルック講座*（人権学習）への講師派遣
- ・ 啓発冊子やDVD 等人権教育・啓発学習教材・資料等の充実
- ・ 福岡県人権啓発センターとの連携（特設コーナーの設置等）
- ・ 指導者の育成

2 人権啓発

宗像市では、2001（平成 13）年に施行された「宗像市人権教育・啓発推進協議会*」を中心にして、人権講演会や広報紙「宗像タウンプレス」（以下広報紙）、啓発冊子、小中学生の人権作文集等を配布して、啓発活動に努めてきました。また、2004 年（平成 16）年には「宗像市男女共同参画社会推進条例」を施行し、男女共同参画推進センター「ゆい」を拠点として男女共同参画推進に関する啓発事業を行ってきました。

しかしながら、学校や地域における差別発言や落書き事件、児童虐待、DV*等、心ない差別事象が依然として発生しています。また、宗像市人権意識調査でも「十分な根拠もなしに人を判断したり疑ったりする」とか「家庭内で、男だからとか女だからとかという考えを押しつけられる」等人権問題が依然として根強く残っている結果がでています。

このような現状より、市民一人ひとりに人権意識や人権感覚を深く浸透するための人権啓発のあり方を工夫して取り組むことが必要です。

（1）市民に対する主な人権啓発

① 市民啓発

市民一人ひとりが自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を持ち、実践的な行動をとることで、差別を解消することができます。宗像市としては、これまで、長年にわたって市民への人権啓発を推進してきましたが、市民の人権問題に対する認識は高まってきたものの、十分とは言えません。毎年開催している人権講演会のアンケートからも「同和問題についてはじめて知った」とか「そのような問題はないのでは」と言った回答が見受けられます。

これからも、市民一人ひとりが確かな人権意識と感覚を育てるための、人権啓発のあり方を工夫して取り組むことが必要であります。

【取り組みの方向性】

- ・ 人権・同和問題啓発強調月間の取り組みの推進
- ・ 広報紙やリーフレット、啓発冊子等での啓発
- ・ 市民参加による運営、自主グループの養成

② 啓発推進体制

市民啓発が充実・発展していくためには、推進体制の確立と連携が必要となります。そのためには、啓発活動を充実させるための啓発推進窓口や推進体制の強化が必要です。

【取り組みの方向性】

- ・ 人権啓発窓口の充実や推進本部体制の強化
- ・ 研修プログラム研究体制の確立
- ・ 福岡県人権啓発センターとの連携

③ 社会教育・文化及び福祉等の活動における啓発

人権教育の裾野を広げるために、社会教育、文化および福祉活動等情報や人が集まる場に組み込まれた人権啓発を推進・創造する。

【取り組みの方向性】

- ・ コミュニティ*・センターや市民活動交流館（メイトム宗像）等での啓発
- ・ 社会教育、文化活動における啓発
- ・ 図書館を活用した啓発
- ・ 総合相談室の充実

(2) 団体、事業所における主な人権啓発

① 人権啓発推進団体

団体の活動の充実や市との連携を推進すると共に、団体構成員が教育、啓発指導者推進者として役割を担える研修を充実させます。

【取り組みの方向性】

- ・ 人権研修プログラム研究体制を確立し、啓発プログラム等の具体化、活用化を図る。
- ・ 市人権教育・啓発推進協議会及び市同和教育研究協議会への助言や支援
- ・ 保護司会、人権擁護推進委員会等との連携・支援

② 一般社会団体

一般社会団体が自主的、主体的に人権啓発の取り組みを推進できるように教材、資料、啓発プログラム等の環境整備を行います。

【取り組みの方向性】

- ・ 学習会、研修会が自主的、主体的取り組みが出来るような教材、資料啓発プログラムの助言・支援
- ・ 市民の生活と身近に関わる自治会長、民生委員児童委員等啓発推進者への支援
- ・ 市民学習ネットワーク、文化協会、体育協会等への人権研修

③ 事業所（企業）における啓発活動

事業所は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、事業の発展につながるといった認識を事業・職場内に定着させることが必要です。

そこで、事業主層への理解を促進し、職場内での人権侵害（パワー*・セクシャル・マタニティ等のハラスメント）を防止できるよう、公正採用選考による人権啓発推進員の設置を一層促し、企業内の自主的、主体的な研修体制を確立、情報提供等の支援に努めます。

【取り組みの方向性】

- ・ 事業主層への研修
- ・ 事業所内研修の確立と自主活動に対する指導・助言

3 その他特定職業従事者に対する人権研修

すべての市民の人権が尊重される社会の実現するためには、様々な分野の人々を対象に、あらゆる場、機会を通じて人権教育及び啓発の取り組みが必要です。特に人権へのかかわりが深い特定の職業（教職員、宗像市職員、社会教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、マスメディア関係者等）に従事する人に対しては、人権尊重の精神を養うための研修を実施していくことが必要です。

(1) 教職員（保育所、幼稚園、認定こども園等含む）

教職員に関する研修の意義は、教職員自らの人権意識を形成することにとどまらず、その推進者として効果的な人権教育を実践するための知識・技能・態度の獲得を目指すことでもあります。

教職員自らが人権尊重の理念を十分に認識し、その上で、児童生徒に人権に関する知的理解を深めさせ、人権感覚を身につけさせる指導も行うためには、同和問題、いじめの問題、障がい者の問題等様々な人権問題についての知的理解と科学的認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させること等、実践力や指導力の向上を図るため人権教育に対する資質・能力を持つことが大切です。

また、教職員の資質・能力の向上を図るために、管理職研修、新規採用職員研修、施設内研修等、あらゆる機会を捉えた研修を行います。小中教職員は、『宗像市人権・同和教育研究協議会*』の中で、様々な課題に取り組む実践交流会や研修会を行います。県内外で開催される各種研修会にも同協議会の支援の中で参加を促します。

【取り組みの方向性】

- ・ 研修内容の充実
- ・ 各種研修会への参加
- ・ 教職員の資質の向上

(2) 宗像市職員

人権に配慮した行政を推進していくには、職員一人ひとりが確かな人権意識を確立することが必要です。宗像市では、2005（平成17）年に市民協働部（現、市民協働環境部）に人権対策課を設置し、今後の人権問題に積極的に取り組む体制を整備しました。こうした、市政の意義を職員の意識の中に深く浸透させ、人権問題を解決するための資質・能力を有することが大切です。

そのためには、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる資質・能力を持った人間性豊かな職員の育成を図る必要性があります。市職員に対しては、職務内容及び職責に応じた定期的、継続的職員研修の充実を図り、公務員として積極的に役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、研修の内容を知識理解にとどめず、職務の面において人権尊重の視点に立ち、インクルーシブ・合理的配慮*がある接遇に努め、さらなる市民サービスの向上を図ります。

【取り組みの方向性】

- ・ 人権研修の実施及び充実
- ・ 指導者の育成
- ・ 研修テキストの作成

(3) 社会教育関係者

自治会長（区長）、自治公民館長、シニアクラブ、小・中PTA、体育協会、文化協会、青少年育成協議会、子ども会等の社会教育関係者は、各地域の様々な団体のリーダーやお世話役として、子どもから大人までかなりの市民とかかわっています。

そのため、それぞれの団体の活動は、参加した市民の人権を尊重した活動が求められます。そのことは、市民全体の人権の対する資質・能力を向上させていくことにも強く影響しています。そこで、これらの関係者に、人権に関する共通の理解や認識を深めるための一層の研修の充実に努めます。

【取り組みの方向性】

- ・ 各団体のニーズにあった研修の充実
- ・ 実践的な研修手法の工夫改善

(4) 福祉関係者

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉活動において、また、福祉施設や事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供において、個人の生活に直接かかわる機会が多く、個人の人格を尊重し、プライバシーの保護や業務上知り得た秘密の保持などが求められます。このため、福祉関係者の人権意識の普及、高揚が図られるよう、人権

求められます。このため、福祉関係者の人権意識の普及、高揚が図られるよう、人権教育の充実を図っていきます。

【取り組みの方向性】

- ・ 人権に関する研修の充実、支援
- ・ 人権問題に関する情報の提供

(5) 保健・医療関係者

診療業務に従事する医師、看護師などの医療関係職員及び健康相談や訪問指導のほか地域の保健活動に従事する保健師、管理栄養士などについては、市民の生命や健康を守ることを使命とし、個人の生活に深い関わりをもつ業務を担っています。保健・医療関係者が人権問題を正しく認識・理解し、個人の人格を尊重するとともに、プライバシーへの配慮や病歴・相談内容などの個人情報の保護について適切に対処できるよう、人権教育の充実に努めていきます。

【取り組みの方向性】

- ・ 人権に関する研修の充実
- ・ 人権問題に関する情報の提供

(6) マスメディア*関係者

マスメディア*は人権教育、啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取り組みが必要です。また、一方では誤って報道された場合など、権利侵害は極めて大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。マスメディア*関係者に対し、その活動を通して積極的に市民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

【取り組みの方向性】

- ・ 人権教育、啓発のため積極的な働きかけ
- ・ 人権に配慮した報道の要請